

5 生 消 取 第 920 号  
令和 6 年 3 月 19 日

各消費生活協同組合（連合会）  
代表理事 殿

東京都生活文化スポーツ局消費生活部長  
（ 公 印 省 略 ）

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令及び  
消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する件について

標記の件に関して、厚生労働省から通知が発出されましたので、下記のとおり写しを送付いたします。

本通知及び送付資料につきましては、以下の Web ページにも掲載予定ですので、ご活用ください。

（URL：<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/seikyo/oshirase.html>）

記

送付資料

令和 6 年 3 月 12 日付社援協発 0312 第 2 号  
「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令及び  
消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する件について」

<連絡先>  
東京都生活文化スポーツ局  
消費生活部取引指導課  
生活協同組合担当  
電話：03（5388）3060  
E-mail：S1121402@section.metro.tokyo.jp